

大雪に伴い被災された地域にお住まいの組合員に対する電気料金の特別措置について

2022年12月27日
株式会社パルシステム電力

このたびの大雪に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

大雪の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域のうち、お申し出いただいた組合員に対して、電気料金等の特別措置を適用させていただきます。

1. 対象地域

本日時点での特別措置の対象地域については、2022年12月23日に国の定める災害救助法の適用地域および当該地域に隣接する地域となります。

<災害救助法適用日:12月19日>

災害救助法の適用地域

【新潟県】長岡市、柏崎市、小千谷市

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【新潟県】新潟市、三条市、十日町市、見附市、燕市、上越市、魚沼市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村

<災害救助法適用日:12月20日>

災害救助法の適用地域

【新潟県】魚沼市

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【群馬県】利根郡片品村、利根郡みなかみ町
【福島県】南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町
【新潟県】南魚沼市

<災害救助法適用日:12月22日>

災害救助法の適用地域

【新潟県】佐渡市

<災害救助法適用日:12月23日>

災害救助法の適用地域

【新潟県】村上市

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【新潟県】胎内市、関川村

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「[内閣府発表_災害救助法の適用状況](#)」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

1) 支払期日の1ヵ月延長

- ・ 2022年12月検針分、2023年1月検針分および2月検針分の電気料金について、支払期日を1ヵ月間延長いたします。

2) 不使用月の電気料金の免除

- ・ 被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6

ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

- ・ 災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2023年6月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

3. 特別措置の申告方法

特別措置の対象地域で被災されたパルシステムでんきご契約の組合員からのお申し出に応じて特別措置を適用させていただきます。特別措置の適用をご希望される組合員は、以下へお問い合わせください。

4. お問い合わせ窓口

パルシステムでんき 問合せセンター

0120-868-106

受付時間: 月曜 ~ 土曜 9:00 ~ 17:00